

日置市東市来総合福祉センター活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査名称

日置市東市来総合福祉センター活用に関するサウンディング型市場調査

2 調査対象

(1) 名称 日置市東市来総合福祉センター

(2) 所在地 日置市東市来町湯田3264番地

(3) 土地情報

ア 日置市東市来町湯田3264番地 約1,250.00㎡

イ 日置市東市来町湯田3310番地 約190.00㎡

※面積については分筆後の想定面積。

(4) 建物情報

ア 構造 鉄筋コンクリート3階建

イ 建築面積 668.50㎡

ウ 延床面積 1404.58㎡

※未登記のため、面積は市有財産台帳による。

(5) 用途地域 商業地域

3 調査目的

本調査は、市有財産有効活用の一環として、日置市東市来総合福祉センターの市場性や地域振興に資する民間事業の参入促進を図る条件整備等について検討する観点から、民間事業者等からの意見や提案を対話形式で広く受け付けるサウンディング型市場調査を実施するものです。

なお、本施設の活用については、地域振興に資する事業であることを前提とし、建物の存続、解体については問わないこととします。

4 調査方法

別紙の概要資料を参照し、日置市東市来総合福祉センターの活用について、御意見・御提案をお聞かせください。

(1) 対象者

当該調査に参加できる者は、提案事業の実施主体となる意向を有するとともに、企画・設計・資金調達・施工・管理運営等を行う能力を有する法人又は法人のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、調査（個別対話）の対象者として認めないこととします。

ア 会社更生法（平成14年法律第 154号）及び民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく更生・再生手続き中の者

イ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合

ウ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合

(2) 調査日程

ア 申込受付 令和 8 年 4 月 21 日から令和 8 年 7 月 3 日まで

イ ヒアリング 申込受付後に日程調整を行います。

(3) 調査時間 30分から 1 時間程度

(4) 調査場所 日置市役所東市来支所庁舎内

※状況に応じてWEB会議方式とする場合もあります。

(5) 申込方法

当該調査に参加を希望する場合は、別紙エントリーシートに必要事項を記入し、上記の申込受付開始日以降に日置市役所財政管財課財産活用係まで電子メールにて申込してください。

(6) 日程調整

調整後、申し込みのあった電子メールアドレス宛てに連絡します。

(7) 提案書

提案説明のための資料提出は求めませんが、提出いただいても差し支えありません。

(8) 結果公表

知的財産に配慮するため、当該調査の申込者の名称は非公表とし、調査実施結果として、申込件数や概要等を日置市ホームページにて公表します。なお、公表にあたっては、申込者に係る内容について、事前に申込者との間で協議を行います。

(9) 費用負担

当該調査への参加に要する交通費、資料作成費、通信費等の費用の全ては申込者の負担とし、日置市からの支援はありません。

(10) 事前説明

事前説明会や現地説明会等の開催は予定していませんが、現地見学等を希望する場合は個別に実施しますので、その旨をエントリーシート備考に記載してください。

(11) 留意事項

調査内容は、調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことを御理解ください。調査をもとに事業化の可能性について検討を行っていきます。

仮に事業化する場合には、原則、公募により事業者を選定するものとしませんが、提案自体に知的財産的なノウハウなどが認められる場合は、随意契約により提案者を事業実施者として選定、若しくは公募審査の際に提案加点するなど、インセンティブの付与を行う場合があります。

また、提案内容によっては、議会の同意が必要となり、議決が得られない場合は事業化できませんので御了承ください。

5 問合せ先

日置市役所財政管財課財産活用係

電話：099-248-9402

メールアドレス：zaisan@city.hioki.lg.jp